

あかし脱炭素経営パワーアップ制度表彰事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、脱炭素経営に関する優れた取組を行う市内事業者を表彰し、その功績を称えるとともに、その取組内容を広く周知することにより、更なる取組の促進及び他の事業者への波及を図り、もって脱炭素社会の実現に寄与することを目的とする。

(被表彰の資格)

第2条 この要領で定める表彰を受けることができる者は、あかし脱炭素経営パワーアップ制度実施要領（令和7年7月9日制定）第6条の規定により登録された者とする。

(表彰対象)

第3条 表彰の対象は、次の各号に掲げる取組とする。

- (1) 自社が排出する温室効果ガス排出量を削減する取組
- (2) 脱炭素を自社の経営課題の改善（コスト削減、効率化、新事業展開等）につなげる取組

(被表彰候補者の公募)

第4条 表彰の候補者については、別に定める期間において公募を行うものとする。

(評価基準)

第5条 審査にあたっては、別表に掲げる評価項目を基準とし、総合的に評価するものとする。

- 2 評価を行った結果、表彰に値する取組が認められない場合は、表彰を行わないものとする。

(審査結果の通知)

第6条 審査結果については、被表彰者に通知するものとする。

(表彰方法)

第7条 被表彰者には表彰状等を授与する。

- 2 表彰の時期は別に定めるものとする。

(表彰取組の公表)

第8条 被表彰者の取組の内容は明石市ホームページ等に掲載し、広く周知するものとする。

(事務局)

第9条 この要領で定める事務は、環境創造課において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（令和8年6月3日制定）

この要領は、令和8年6月5日から施行する。

別表（第5条関係）

評価項目	内 容
貢献度	温室効果ガスの削減量やコスト削減など、具体的な数値や効果が示されていること。（定量的な評価が可能な取組であるか。）
先進性	業界や地域において先進的な取組であり、新しい発想や技術が活用されていること。（従来の取組と比べて革新的な要素があるか。）
波及性	他の事業者や地域に対してモデルとなり、広く波及効果が期待できること。（他の事業者の模範や参考となる先駆的な取組といえるか。）
継続性	取組を長期的に継続している、又は継続できる仕組みや体制が構築されていること。（一過性の取組ではなく、持続的な発展が期待できるか。）